

令和7年11月19日

記者発表資料

総務部
財政部

令和 7 年第 5 回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案（5 件）

- ① 令和 7 年度徳島市一般会計補正予算（第 5 号）
- ② 令和 7 年度徳島市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ③ 令和 7 年度徳島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ④ 令和 7 年度徳島市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ⑤ 令和 7 年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第 2 号）

2 条例議案（7 件）

- ① 徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案（8 件）

- ① 市道路線の廃止について《1 路線》
- ② 市道路線の認定について《11 路線》
- ③ 業務委託契約の締結について《阿波おどり会館 L E D 景観整備業務》
- ④ 工事請負契約の変更について《助任橋橋梁下部工事》
- ⑤ 工事請負契約の締結について《八万ポンプ場 2 号雨水ポンプ設備改築工事》
- ⑥ 工事請負契約の変更について《四国横断自動車道周辺対策事業小松 1 号水路改良工事（2 工区）》

- ⑦ 工事請負契約の締結について《川内中学校南校舎長寿命化改修工事（２期）》
- ⑧ 指定管理者の指定について《徳島市西富田コミュニティセンター》

4 報告（６件）

- ① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《業務委託契約の変更について（高機能消防指令センター更新業務及び保守業務：消防局通信指令課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業小松１号水路改良工事（３工区）：道路建設課）》

5 （追加提出予定議案） ※閉会日に追加提出予定のもの

① 人事議案（3件）

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (2) 公平委員会委員の選任について
- (3) 教育委員会委員の任命について

令和7年度12月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第5号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	27,007,227	395,730	27,402,957
16 県支出金	10,048,488	186,911	10,235,399
17 財産収入	190,193	18,673	208,866
18 寄附金	920,533	100,000	1,020,533
19 繰入金	3,843,365	299,031	4,142,396
21 市債	15,661,200	80,100	15,741,300
22 繰越金	72,838	457,091	529,929
歳入合計	126,448,902	1,537,536	127,986,438

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	14,829,910	756,675	15,586,585	5,038	78,800	18,673	654,164
3 民生費	58,982,118	757,684	59,739,802	561,803	1,300		194,581
4 衛生費	11,942,270	15,845	11,958,115	15,800			45
5 労働費	62,895	2,815	65,710			2,815	
9 消防費	4,824,469	3,559	4,828,028				3,559
10 教育費	10,001,769	958	10,002,727				958
歳出合計	126,448,902	1,537,536	127,986,438	582,641	80,100	21,488	853,307

《歳出款別事業別》

◎ 総務費

【 756,675千円】

- (1) 庁舎災害対応機能強化事業費
- (2) 財政調整基金積立金
- (3) 市税過誤納還付金等
- (4) ふるさと応援寄附金事業費
- (5) 戸籍振り仮名対応事業費

85,071千円
18,673千円
597,893千円
50,000千円
5,038千円

◎ 民生費

【 757,684千円】

- (1) 障害福祉サービス給付費
- (2) 障害者支援施設措置費
- (3) 学童保育会館整備費
- (4) とくしま在宅育児応援クーポン事業費

743,507千円
3,607千円
3,691千円
6,879千円

◎ 衛 生 費	【	15,845千円】	
(1) 妊婦のための支援給付金事業費		15,800千円	
(2) 資源物再資源化事業費		45千円	
◎ 労 働 費	【	2,815千円】	
(1) ファミリー・サポート・センター利用促進事業費		2,815千円	
◎ 消 防 費	【	3,559千円】	
(1) 消防局及び消防署運営費（光熱水費）		3,559千円	
◎ 教 育 費	【	958千円】	
(1) 屋内運動場空調設備整備事業費（小学校）		661千円	
(2) 屋内運動場空調設備整備事業費（中学校）		297千円	
◎ 繰越明許費補正（追加）			
(1) 情報システム関係事業		19,267千円	
(2) 庁舎災害対応機能強化事業	2,859,557千円		
(3) 排水施設新設改良事業	369,300千円		
(4) 流域治水対策事業	73,500千円		
(5) 排水機場長寿命化事業	31,232千円		
(6) 都市下水路事業	493,421千円		
(7) 徳島外環状道路周辺対策事業	559,800千円		
(8) 四国横断自動車道周辺対策事業	875,620千円		
(9) 同報無線設備等移設事業	25,531千円		
(10) 災害時情報通信ネットワーク構築事業	166,081千円		
(11) 県総合情報通信ネットワークシステム衛星系整備事業負担金	15,653千円		
(12) 庁舎災害対応機能移転事業	12,576千円		
(13) 屋内運動場空調設備整備モデル事業	92,000千円		
(14) 幼稚園施設解体事業	47,143千円		
◎ 債務負担行為補正（追加）			
(1) 財務会計システム改修事業	（限度額： 3,850 千円	期間：令和7年度～令和8年度）	
(2) コミュニティセンター指定管理料	（限度額： 4,649 千円	期間：令和7年度～令和8年度）	
(3) 資源物運搬車両整備事業	（限度額： 37,493 千円	期間：令和7年度～令和9年度）	
(4) 資源物再資源化事業	（限度額： 498,950 千円	期間：令和7年度～令和15年度）	
(5) 屋内運動場空調設備整備事業	（限度額： 6,106 千円	期間：令和8年度）	
(6) 中学校教師用教科書購入事業	（限度額： 2,046 千円	期間：令和7年度～令和8年度）	
(7) 国府中学校仮校舎整備等事業	（限度額： 244,387 千円	期間：令和7年度～令和10年度）	

土地取得事業特別会計補正予算（第１号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	13,473	1,024	14,497
歳入合計	454,780	1,024	455,804

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金	13,473	1,024	14,497
歳出合計	454,780	1,024	455,804

◎ 諸支出金-----土地取得基金の外部運用利子の増に伴う所要の補正 1,024千円

水道事業会計補正予算（第１号）

【資本的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		2,669,554	465,180	3,134,734
	1 企業債	1,647,400	343,300	1,990,700
	5 県補助金	170,790	121,880	292,670

【資本的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		4,727,519	621,810	5,349,329
	1 建設改良費	3,546,397	621,810	4,168,207

◎ 建設改良費-----管路による給水機能の確保等に伴う所要の補正 621,810千円

公共下水道事業会計補正予算（第１号）

【資本的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		3,679,603	35,000	3,714,603
	1 企業債	2,804,900	17,500	2,822,400
	3 補助金	488,487	17,500	505,987

【資本的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		4,804,285	35,000	4,839,285
	1 建設改良費	2,604,233	35,000	2,639,233

◎ 建設改良費-----下水道施設の老朽化対策及び耐震化に伴う所要の補正 35,000千円

市民病院事業会計補正予算（第２号）

【収益的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用		12,319,187	457,880	12,777,067
	1 医業費用	11,950,144	443,000	12,393,144
	2 医業外費用	339,043	14,880	353,923

- ◎ 医業費用-----高額医薬品購入量や手術件数の増加等による材料費の増及び患者受入れのための派遣医師招へいの増加による経費の増に伴う所要の補正

443,000千円

- ◎ 医業外費用-----雑損失（たな卸資産購入限度額の増による消費税分）の増に伴う所要の補正

14,880千円

令和7年度 12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第5号）

(1) 庁舎災害対応機能強化事業費〈財産管理活用課〉	85,071千円
(2) 財政調整基金積立金〈財政課〉	18,673千円
(3) 市税過誤納還付金等〈納税課〉	597,893千円
(4) ふるさと応援寄附金事業費〈企画政策課〉	50,000千円
(5) 戸籍振り仮名対応事業費〈住民課〉	5,038千円
(6) 障害福祉サービス給付費〈障害福祉課〉	743,507千円
(7) 障害者支援施設措置費〈障害福祉課〉	3,607千円
(8) 学童保育会館整備費〈子育て支援課〉	3,691千円
(9) とくしま在宅育児応援クーポン事業費〈子育て支援課〉	6,879千円
(10) 妊婦のための支援給付金事業費〈子ども健康課〉	15,800千円
(11) 資源物再資源化事業費〈環境政策課〉※債務負担行為あり	45千円
(12) ファミリー・サポート・センター利用促進事業費〈経済政策課〉	2,815千円
(13) 消防局及び消防署運営費（光熱水費）〈消防局総務課〉	3,559千円
(14) 屋内運動場空調設備整備事業費（小学校）〈教育総務課〉※債務負担行為あり	661千円
(15) 屋内運動場空調設備整備事業費（中学校）〈教育総務課〉※債務負担行為あり	297千円

※ 繰越明許費補正（追加）

(1) 情報システム関係事業〈デジタル推進課〉	19,267千円
(2) 庁舎災害対応機能強化事業〈財産管理活用課〉	2,859,557千円
(3) 排水施設新設改良事業〈河川水路課〉	369,300千円
(4) 流域治水対策事業〈河川水路課〉	73,500千円
(5) 排水機場長寿命化事業〈河川水路課〉	31,232千円
(6) 都市下水路事業〈河川水路課〉	493,421千円
(7) 徳島外環状道路周辺対策事業〈道路維持課〉	559,800千円
(8) 四国横断自動車道周辺対策事業〈道路維持課〉	875,620千円
(9) 同報無線設備等移設事業〈消防局総務課〉	25,531千円
(10) 災害時情報通信ネットワーク構築事業〈危機管理課〉	166,081千円
(11) 県総合情報通信ネットワークシステム衛星系整備事業負担金〈危機管理課〉	15,653千円
(12) 庁舎災害対応機能移転事業〈危機管理課〉	12,576千円
(13) 屋内運動場空調設備整備モデル事業〈教育総務課〉	92,000千円
(14) 幼稚園施設解体事業〈教育総務課〉	47,143千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 財務会計システム改修事業〈会計課〉

決算資料を作成する際に必要な帳票出力機能を追加するため、財務会計システムの改修に係る経費について、債務負担行為を設定する。

（限度額：3, 850千円、期間：令和7年度～令和8年度）

(2) コミュニティセンター指定管理料〈市民協働課〉

令和8年度に廃止予定である西富田公民館の生涯学習事業をコミュニティセンターの事業として指定管理料に上乗せするため、債務負担行為を設定する。

（限度額：4, 649千円、期間：令和7年度～令和8年度）

(3) 資源物運搬車両整備事業〈環境政策課〉

ペットボトル単独収集の導入に伴い、収集体制の強化を図るため、必要となるアームロール車及びコンテナの購入について、令和7年度中に契約を締結、令和9年度に支払い義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：37, 493千円、期間：令和7年度～令和9年度）

(4) 資源物再資源化事業〈環境政策課〉

ペットボトル単独収集の導入に伴い、中間処理の強化を図るために実施する中間処理業務委託について、令和7年度中に契約を締結、令和8年度以降に支払い義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：498, 950千円、期間：令和7年度～令和15年度）

(5) 屋内運動場空調設備整備事業〈教育総務課〉

教育環境の向上を図るため、小学校及び中学校の屋内運動場の空調設備の整備にあたり、事業者選定に係る支援業務を令和8年度まで実施するため、債務負担行為を設定する。

（限度額：6, 106千円、期間：令和8年度）

(6) 中学校教師用教科書購入事業〈学校教育課〉

令和8年度に使用するデジタル教科書のライセンス契約について、令和7年度中に契約締結、令和8年度に支払い義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：2, 046千円、期間：令和7年度～令和8年度）

(7) 国府中学校仮校舎整備等事業〈教育総務課〉

国府中学校校舎の長寿命化改修工事に伴う仮設校舎のリース契約について、契約期間の延長及び各年度支払額の変更による変更契約締結の必要が生じたため、債務負担行為を設定する。

（限度額：244, 387千円、期間：令和7年度～令和10年度）

【一般会計予算総額】

補正前の額	補 正 額	計
1 2 6, 4 4 8, 9 0 2 千円	1, 5 3 7, 5 3 6 千円	1 2 7, 9 8 6, 4 3 8 千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減額
1 2 月 補正計上額	2, 249, 599	1, 537, 536	△ 712, 063
1 2 月 補正後予算額	119, 799, 025	127, 986, 438	8, 187, 413

土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

外部運用利率が当初の想定を上回り、運用利子が増額となることに伴い所要の補正を行う。

1 諸支出金（土地取得基金積立金）…………… 1, 0 2 4 千円

補正前の額	補 正 額	計
4 5 4, 7 8 0 千円	1, 0 2 4 千円	4 5 5, 8 0 4 千円

水道事業会計補正予算（第 1 号）

地震等の被災時において、水道施設の被害を最小限に留め、管路による給水機能の確保、効果的な応急給水及び早期復旧が可能な管路構築のため、所要の補正を行う。

【資本的支出】

1 建設改良費（原水及び浄水施設費）…………… 1 1 3, 9 4 0 千円
（配水施設費）…………… 5 0 7, 8 7 0 千円

補正前の額	補 正 額	計
4, 7 2 7, 5 1 9 千円	6 2 1, 8 1 0 千円	5, 3 4 9, 3 2 9 千円

公共下水道事業会計補正予算（第１号）

下水道施設の老朽化に伴い、優先度の高い施設の改築を実施するとともに、耐震化の推進に要する経費について、所要の補正を行う。

【資本的支出】

1 建設改良費（建設改良費）…………… 35,000千円

補正前の額	補 正 額	計
4,804,285千円	35,000千円	4,839,285千円

市民病院事業会計補正予算（第２号）

高額医薬品購入量及び手術件数の増加等に伴う材料費の増、患者受入れのための派遣医師招へいの増加に伴う報償費の増、たな卸資産購入限度額の増に伴う消費税分の増について、所要の補正を行う。

【収益的支出】

1 医 業 費 用（材料費）…………… 417,000千円

（経費）…………… 26,000千円

2 医業外費用（雑損失）…………… 14,880千円

補正前の額	補 正 額	計
12,319,187千円	457,880千円	12,777,067千円

令和 7 年第 5 回徳島市議会定例会

(条例議案の概要説明)

- ① 徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 選挙運動に係る公費負担の限度額の改正

公職選挙法施行令の改正に準じ、徳島市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動に係る公費負担の限度額を次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
選挙運動用ビラの 1 枚当たりの単価	8円38銭	7円73銭
選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの単価	586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加え、当該額をポスター掲示場の数で除して得た金額	541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加え、当該額をポスター掲示場の数で除して得た金額

2 施行期日等

公布の日から施行し、施行日以後その期日を告示される選挙から適用する。

- ② 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行により電気通信事業法が改正されることに伴い、本条例において引用する同法の条項を整備する。

2 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

- ③ 徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 収集、運搬及び処分をする場合に係る一般廃棄物処理手数料の額の改正

人件費及び運送経費の高騰に伴い、し尿の処理手数料の額を次のとおり改正する。

種別	区分		改正案	現行
人頭制による場合	基本料金		1 箇月当たり世帯人員 1 人につき370円	1 箇月当たり世帯人員 1 人につき298円
	回数料金	普通便槽	収集 1 回当たり 1 基につき330円	収集 1 回当たり 1 基につき265円
		無臭トイレ	収集 1 回当たり 1 基につき960円	収集 1 回当たり 1 基につき779円
従量制による場合			18リットルまでごとにつき210円	18リットルまでごとにつき170円

2 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る手数料について適用する。

④ 徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 公表すべき事項の改正

卸売市場法の改正により、中央卸売市場の認定要件として次に掲げる事項の公表が追加されることに伴い、当該事項を市長が公表すべき事項に加える。

- (1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）に規定する指定飲食料品等であって市場で取り扱うもの
- (2) (1)のものに係る食品等持続的供給法に規定する売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標
- (3) 食品等持続的供給法に規定する飲食料品等の持続的な供給を図るために他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において講ずる措置の内容

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

⑤ 徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 非常時における管理者及び指定給水装置工事事業者以外の者による工事

災害その他非常の場合であって管理者がその必要があると認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者から指定給水装置工事事業者の指定を受けた者が、給水装置の新設、増設、変更又は撤去に係る工事を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑥ 徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 公共下水道使用料の改正

公共下水道事業の健全な経営を確保するため、公共下水道使用料を改正する。

(1) 一般汚水に係る使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
基本使用料		1,210円	829円
従量使用料	1㎥から8㎥まで	77円	66円
	8㎥を超え20㎥まで	110円	105円
	20㎥を超え30㎥まで	143円	137円
	30㎥を超え400㎥まで	176円	175円
	400㎥を超えるもの（参考）	変更なし	200円

(2) 公衆浴場汚水に係る使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
基本使用料		1,210円	829円
従量使用料	1㎥から8㎥まで	77円	66円
	8㎥を超え20㎥まで	110円	105円
	20㎥を超え30㎥まで	143円	137円
	30㎥を超え400㎥まで（参考）	変更なし	17円
	400㎥を超えるもの（参考）	変更なし	18円

(3) 汚水処理場使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
基本使用料		1,210円	550円
従量使用料	1㎥から8㎥まで	77円	110円
	8㎥を超え20㎥まで	110円	
	20㎥を超えるもの	132円	

2 排水設備指定工事店の要件の緩和

国の進めるアナログ規制の見直しの方針を受け、常駐・専任規制に該当する排水設備指定工事店の指定に係る責任技術者の要件について、営業所ごとに1人以上選任していること（現行 専属していること）とする。

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

⑦ 徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 林野火災の予防等に係る改正

林野火災予防の実効性を高めるため、次の改正をする。

- (1) 市長が林野火災の予防上必要があると認めるときは、林野火災の予防に関する注意報を発し、対象となる区域において火の使用の制限の努力義務を課することができることとする。
- (2) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれがある行為等として事前に届出義務があるものについて、たき火が含まれることを明確化するとともに、消防局長が届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。

2 施行期日

令和8年1月1日から施行する。